
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第6号

令和元年10月4日付H31-21000-00633の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和 仁
同	山	田	朋 子
同	山	本	由 夫

H31-01090-04702

令和元年12月3日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	山田	朋子	様
長崎県監査委員	山本	由夫	様

長崎県知事 中村 法道

令和元年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

H31-21000-00633の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
総務部	長崎振興局 税務部	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等)	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収事務方針に基づいて、文書、電話による催告や自宅等への訪問などにより早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>また、収入未済額の74.7%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」を通じ、市町と連携・協働に努めるとともに、地方税法第48条に基づく直接徴収を重点的に取り組んでおります。</p> <p>こういった取組みにより収入未済は年々減少しておりますが、平成30年度は、軽油引取税の徴収猶予額分が決算処理日の関係で翌年度収入になったことで、収入未済額が増加しております。</p> <p>今後とも、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じるとともに、市町職員の徴収技術の更なる向上を支援するなど、適正・公正な賦課徴収に努め、県税収入の確保を行ってまいります。</p>
総務部	県北振興局 税務部	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等)	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づき、文書による催告や自宅等への訪問などにより早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては給与・預金等の債権を中心に差押えを実施しております。</p> <p>特に収入未済額の79.3%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」を通じ、市町と連携・協働しながら効果的な滞納整理を行うことで収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>こういった取組みにより収入未済は年々減少しております。なお平成30年度は、大口の未収案件が完結に至りませんでした。財産差押、換価の猶予等の一定の措置を講じております。</p> <p>今後とも、適正・公平な賦課徴収を行い、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、県税収入の確保に努めてまいります。</p>
総務部	管財課	公共用地の未利用地で利用見込みのないものについては、売却手法の多様化等の検討を行い、引き続き積極的な処分に努めること。	<p>利用見込みのない未利用地については、県のホームページ等において売却予定物件として情報を広く提供し、一般競争入札による売却のほかインターネットを利用した入札や落札されなかった物件について不動産業者へ売却仲介を依頼するなど様々な方法を活用し、今後とも積極的な処分に努めてまいります。</p>

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
企画振興部	地域づくり推進課	子育て世代にうれしい移住先探しプロモーション業務委託において、移住体験ツアーの参加人数等が減少したにもかかわらず、変更契約を行っていない。また、謝礼の支払いについて確認を行っておらず、検査が不十分である。	移住体験ツアーの参加人数が仕様書に定める募集定員に満たなかったことに伴う変更契約を行っていませんでした。 また謝礼の支払いについては、履行確認を行う際に、仕様書の記載内容の確認が十分にできていませんでした。 今後は、仕様書の適正な記載に努めるとともに、履行確認の際は、仕様書内容に関する適切な検査を行ってまいります。
企画振興部	地域づくり推進課	平成30年度長崎県しまの地域商社支援業務委託契約において、契約書に記載された一般管理費の算定方法が、予定額の積算内容と異なっている。 また、委託料のうち一般管理費は10%以内と契約書で約定されているのに、これを超える額の経費を「その他」(一般管理費)として精算している。	委任契約において、契約書に定める事業費精算書の経費区分を「人件費」、「旅費」及び「その他」の3種類とし、当該業務に係る対象経費のうち人件費及び旅費以外の事業経費については、一般管理費とともに「その他」に計上したまま精算を行っていたものです。 今年度の契約においては、速やかに事業費精算書の様式を変更し、事業経費と一般管理費を明確に区分した上で精算を行うとともに、今後は、契約事務のチェック体制の強化や、職員の研修参加の促進を図ることで、適切な事務処理を行ってまいります。
企画振興部	島原振興局 管理部 総務課	総合庁舎来客用駐車場賃貸借契約において、現地で明示している駐車台数は17台であるが、契約上では26台となっており、契約台数の根拠が不明確である。	来客用駐車場の利用実態を踏まえて、契約台数の根拠を明確にし、相手方と令和元年10月1日付けで変更契約(17台)を締結しました。
文化観光国際部	国際課	日中親善協議会に係る公有財産の使用許可で光熱水費等を免除しているにもかかわらず、徴収している。	既に徴収した光熱水費等については、返還を行いました。 今後は同様な事態が生じないよう、事務処理スケジュール及び確認表を作成し、事務処理にかかる根拠確認の徹底、チェック体制の更なる強化により適正な事務処理に努めてまいります。
県民生活部	生活衛生課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(公益目的取得財産残額)	公益認定取消に伴う公益目的取得財産残額に関する未収金については、債務者には、他の負債もあり支払い能力が乏しく、依然として回収は厳しい状況にあります。引き続き債務者に対し、納付が確実に履行されるよう訪問による面談や電話等による催告を実施し、未収金の解消に努めてまいります。 併せて、平成30年度包括外部監査において指摘を受けた徴収停止の手続きについて、債務者の承諾を得て財産調査を行っているところであり、引き続き検討を行ってまいります。

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
県民生活部	統計課	平成30年度工業統計調査データ入力業務委託契約において、請求書の確認が不十分であるため、支払額が過大となっている。	過払金については、受託業者から返還されております。 今後はこのようなことが生じないよう成果品の確認方法を改善し、適正な事務処理に努めてまいります。
県民生活部	計量検定所	タクシメーター走行検査器の売却について、売却予定価格の積算がされていない。	今後このようなことが生じないよう、売却手続きの規定、通知等を整理・確認し、適正な事務の執行に努めてまいります。
福祉保健部	福祉保健課	長崎県地域生活定着支援センター運営事業委託契約の委託料の精算において、必要と認められない経費を含めて精算しており、委託料が過大となっている。	当該経費につきましては、既に受託者と協議を行い、再精算の報告書が提出され、返還されております。 今後は、受託者に対する周知をはじめ、適宜確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。
福祉保健部	医療政策課	長崎県原子力災害医療ネットワーク事業の委託契約について、仕様書で定めた原子力災害医療ネットワーク検討会の作業部会を開催しないのに、経費の減額に係る変更契約を締結していない。	当該委託契約について、仕様書で定めた原子力ネットワーク検討会の作業部会(1回)の開催業務を実施しないこととする内容で県と委託業者との間で合意したものの、当初予定より打ち合わせの回数が増える見込みであり、その経費に替えるとして、作業部会に係る経費の減額を行う変更契約を締結していなかったものであります。 指摘を踏まえ、今後は入札・契約事務マニュアルに沿った適切な事務処理となるよう努めてまいります。
福祉保健部	障害福祉課	長崎県聴覚障害者情報センターの指定管理に関する負担金について、負担金から控除する人件費の算定が誤っているため、支出した負担金が過大となっている。	人件費の算定につきましては、法人業務を兼務していた正職員の繰入金算定がパート職員の単価となっていたため、指摘を踏まえ、過大となっていた県の負担金を清算しました。 なお、正職員の兼務状態はすでに解消しているため、今後、同様の事案は発生いたしません。
福祉保健部	医療政策課、医療人材対策室	主管課に調整事務が集約化された際に引継ぐべき消耗品出納簿の引継ぎを行っていない。 また、同出納簿において、管理すべきであったレターパックを記録することなく使用している。	消耗品等を使用の際にはその都度、出納簿に必ず記載するよう改めて職員への周知を行ったところであります。 今後、担当が異動する際は確実に引き継ぎを行い、適正な事務処理に努めてまいります。
福祉保健部	長崎振興局保健部企画調整課	持ち出し可能な備品について、所在の確認ができなくなったものがある。 また、使用簿等が作成されておらず、使用者の責任が不明確である。	これまで、県以外に貸し出す場合は「貸出簿」を作成し管理していましたが、定期監査後は職員が持ち出す場合にも「使用簿」を作成し所在の確認ができるよう対処いたしました。 今後は、物品取扱規則に基づき適切な備品の管理に努めてまいります。

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
福祉保健部	島原振興局 保健部 衛生環境課	毒劇物で使用されていないものが数多く存在し、使用の見込みがないまま保管されている。また、劇物であるという認識がなく、机上に放置されており、台帳管理や保管庫での管理がなされていないものや、容器を移した後の使用量の管理がされていないものがあり、適切な管理がなされていない劇物がある。	<p>指摘を受け、使用されていない毒物劇物は希釈、中和により一部は廃棄を完了しました。他の重金属等を含む毒物劇物は、専門の業者への委託等、廃棄に向けた処理を検討しています。</p> <p>また適切な管理をしていなかった劇物については、直ちに専用の保管庫に保管し、管理簿を作成するとともに容器に明確に表示するなどして適切に管理を行うよう改めました。</p> <p>今後は、毒物劇物危害防止規定に則り、保管・管理を徹底します。</p>
福祉保健部	県北振興局 保健部 企画調整課	AED(電気蘇生器)1台が所在不明となっているが、その後に実施された定期的な点検・照合では判明しておらず、物品の管理が不適切である。	<p>物品確認は複数の職員で行うこととし、保健所独自に「物品管理簿との点検・照合確認表」を作成のうえ、点検を行った職員がこれに記入・押印することとしました。</p> <p>また、物品の管理場所ごとに「物品配置図」を作成し、登録物品の写真を配置図に貼り付けて可視化し、点検・確認漏れ防止に努めるとともに、物品を処分する際も、「廃棄物品一覧表」を新たに作成し、廃棄する物品の確認を行うこととしました。</p>
こども政策局	こども未来課	収入未済について、より実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。(長崎県私立学校教育振興費補助金)	<p>これまで、補助金返還命令書の受け取り拒否や、話し合いに応じないなどの対応に誠意がなく、督促状や県の顧問弁護士からの請求書送付後も何の反応も無いため、損害賠償請求訴訟についての検討を行っています。</p>
こども政策局	こども未来課	「長崎県婚活サポートセンター事業」の業務委託契約において、契約の変更に伴う委託料の算定を誤っていたため、支払った委託料が過大となっている。	<p>契約の変更において県が誤って算定した委託料により契約が成立しており、過大となった委託料の返還を求めることは法的に難しく、今後このようなことがないように、関係法令等の確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
産業労働部	工業技術センター	研究によって取得した乳酸菌等の親株(生産品)が消耗品等出納簿に登録されていない。	<p>研究によって取得した生産品について、消耗品等出納簿への登録が漏れていたものであります。</p> <p>指摘のあった乳酸菌等の親株(生産品)は、消耗品等出納簿へ登録しました。</p> <p>今後は、長崎県物品取扱規則の遵守に努め、研究により取得した物品の適切な管理に努めます。</p>

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
産業労働部	窯業技術センター	陶磁器制作者から借入れて展示している陶磁器の借入事務が適切でなく、また防犯対策が十分ではない。	センターで展示している陶磁器について、陶磁器製作者との文書の取り交わしによる独自の方法で借入を行っていたものであります。 今後は、長崎県物品取扱規則第26条の物品の借入れの規定に基づき、改めて陶磁器制作者等に対して契約書等書面を持って借入れの事務手続きを行い、借入品管理簿による適切な管理を行うこととしています。 また、防犯対策として、陶磁器のショーケースに新たに防犯アラームを設置しました。
水産部	水産経営課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (沿岸漁業改善資金)	今後も引き続き、新規延滞者に対する償還指導の早期化・強化や、過年度延滞者に対する定期的な面談等の実施に努めることで、未収金の回収を図るとともに、適切な債権管理を行ってまいります。
水産部	漁港漁場課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (沈没船引上げ等に係る費用等)	対象債務者から徴した確約書に基づいて連帯保証人を立てるよう指導し、連帯保証が得られない場合は、支払督促の手続きについて弁護士に相談する等、効果的な徴収対策を講じ収入の確保に努めてまいります。
水産部	漁業取締室	物品の調達において、同一の見積書を用いて予定価格が3万円以下になるように分割して発注したものや、近接した日付で3万円以下の予定価格で物品購入伺いを行い、同一業者に発注しているものがある。	県財務規則等に基づく会計事務について、再度、周知徹底を図り、適切な競争見積を実施するとともに、日用品の在庫管理を徹底してまいります。
水産部	水産加工流通課	同一クレーンの点検において、月次点検と年次点検の点検項目が重複している。	年次点検委託業者が月次点検との重複部分を除いて年次点検を実施するよう、令和元年度から委託内容の見直しを図ります。
水産部	漁業振興課	長崎県広域種共同放流推進事業費補助金において、必要であるとは認められない経費に対して補助をしている。	当事業に係る補助対象経費について改めて検討を行い、指摘を受けた経費につきましては令和元年度から対象経費としないことといたしました。 今後は、補助対象経費として認められるかどうか十分確認し、処理を行ってまいります。

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
水産部	水産加工流通課	海外アンテナショップ等補助金に係る経費(旅費)について、詳細な確認が不十分なまま、補助金の交付決定を行い、さらに交付額の確定を行っている。	事業実施者に対し、具体的な取組内容が判る事業計画書及び実績報告書の作成を指導するとともに、その内容を十分に確認したうえで補助金の交付を行うよう改善します。
水産部	漁港漁場課	長崎漁港(長崎地区)尾上町・漁港環境整備施設用地の指定管理負担金において、事業年度終了後における業務実績の分析・確認が不十分なまま、実施事業は適正として承認している。	要求水準のとおり実施されているか確認できるよう、日報の様式を見直すとともに、毎月の業務報告の際に日報チェックもを行い、業務実績の確実な分析・確認を行ってまいります。
水産部	県北振興局建設部建設管理課	漁港施設占用に係る占用料の納付について、占用行為が免除する要件に該当していないのに免除している。	本占用物件は、公共性が高い定期航路に不可欠な設備であることから、あらためて減免の対象になり得るかの確認・検討も含め、管理の適正化に向けて関係部局と調整してまいります。
農林部	農業経営課	収入未済について、有効な時効中断措置を講じなかったため、時効期間が経過しているものがある。時効管理を含む実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。 (農業改良資金特別会計)	<p>農業改良資金貸付金の償還に係る未収金において、時効期間の満了の前に、有効な時効中断措置が講じられていなかったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘の案件につきましては、主債務者、連帯債務者及び連帯保証人が破産免責となり、残る連帯保証人の相続人に対して、時効中断措置を予定しておりましたが、配偶者は生活保護者で返済不能であり、また、子から相続放棄の手続きに入る旨の意思表示があったため、時効中断措置を行わず、時効期間が経過したものであります。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、農業改良資金債権管理マニュアルの見直しを行い、部内の「農林部未収金対策検討会議」及び課内の「農業改良資金貸付金債権管理チーム」において時効管理を含む実効性のある徴収対策に取り組み、未収金の解消に努めてまいります。</p>

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
農林部	島原振興局 農林水産部 農業企画課	狩猟者登録証の再交付に必要な手数料の徴収が不足している。また、証紙収入実績の報告に漏れがある。	<p>島原振興局農業企画課において、狩猟者登録証再交付手数料として1,100円を徴収すべきところ、1,000円の手数料で事務処理を行っており、100円の徴収不足となっていたこと、また、証紙収入実績報告において、狩猟者登録証交付業務に係る手数料1件分が報告漏れとなっていたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>徴収不足となっていた100円につきましては、指摘を受けた後、申請者に説明し、了解を得て徴収を行いました。</p> <p>また、登録証再交付手続に係る手数料徴収事務については、マニュアルの再確認を行うとともにチェックリストを作成し、申請受付時の確認体制を強化することに加え、担当課長又は担当班長立会いのもと証紙収入実績の定期的な確認を行うよう対策を講じております。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう関係規則等を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
農林部	農業大学校	献立作成ソフトの更新・保守業務委託において、施行伺を作成していない。	<p>農業大学校が平成29年度に導入した献立作成ソフトの保守業務について、献立作成ソフトがインストールされたパソコンを購入する際に、落札した者と保守業務委託契約を締結することとしていたため、次年度に当たる平成30年度は施行伺を省略して保守業務委託契約を締結していたとして、指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は、契約を行う際は施行伺が作成されていることをチェックリストで確認し、同様の事案が生じないよう関係規則等を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
農林部	農業大学校	職員の旅行内容の変更において、旅費戻入金が年度内に返納されなかったため、戻入未済となっている。	<p>農業大学校において、出張に利用した交通手段が変更となったため戻入が発生したものでありますが、戻入決議以降、戻入整理簿等の確認を怠り年度内に戻入されていないことから、指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は、歳入予算執行状況表及び戻入整理簿を毎月10日までに回覧・確認することで戻入の状況について情報を共有し、適切な時期までの納入を促すことにより、今後、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
農林部	森林整備室	林業用種子等の生産物について、消耗品等出納簿などへの登記事務が行われていない。	<p>林業用種子等生産事業において生産した種子等に係る消耗品等出納簿の作成及び登記事務が行われていなかったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、直ちに消耗品等出納簿を作成し、登記いたしました。</p> <p>これまでは物品管理規則の認識不足により、消耗品等出納簿を用いずに種子等の数量を管理しておりましたが、今後は消耗品等出納簿により管理するとともに、受入れ・払出しにより登記が生じる度に、消耗品等出納簿を所属内で供覧するようにいたします。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう関係規則等を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
農林部	県北振興局 農林部 森林土木課	サーバー等のリース満了時に備品を借入品と誤認してリース会社へ引き渡したため廃棄処分されている。	<p>県北振興局森林土木課において、借入品であるサーバー等のリース満了時に、誤ってディスプレイ等の2点の備品を合わせてリース会社へ引き渡していたことについて指摘を受けたものであります。</p> <p>リース満了による借入品の返却については、借入品管理簿と照合し内容を確認して行うべきところ、借入品と一体で使用していたディスプレイ等の備品を誤ってリース会社へ引き渡してしまったものであり、今後は同様の事案が生じないよう、借入品にはシールを貼付し備品との区別を明確にするほか、事務の引継においては物品の管理状況についても併せて引継を行うなど、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
農林部	農業大学校	実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。	<p>農業大学校で生産された野菜等の生産品について、消耗品等出納簿には売却されたものしか記載しておらず、全体の受入れ・払出しの状況が把握されていないとして、指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、消耗品等出納簿の様式中に、売却されたか否かではなく生産された野菜等は全て登記すること、登記後の野菜等の売却や処分についても記載する必要がある旨の注意書きを入れております。また、同様に、生産品等引継書に記載した数量と一致していることを確認するためのチェック欄を設けました。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
農林部	農政課	<p>吉岐家畜市場及び農産物集出荷場用地として貸付している普通財産(土地・建物)の貸付が許可期限経過後も更新の可否が決定されていない。</p>	<p>吉岐市芦辺町の旧吉岐農業試験場跡地の貸付契約について、更新前の契約期間が平成31年3月31日までであったにも関わらず、同年4月1日を過ぎても新たな貸付契約を締結しておらず、更新の可否が決定されていないとの指摘を受けたものであります。</p> <p>本件貸付契約については、3年ごとに契約を更新しており、今回、平成31年4月1日から令和4年3月31日までを契約期間として更新手続を進めておりましたが、相手方から貸付料の減額の申請があり、その協議等に時間を要したことから事務処理が遅延したものです。</p> <p>貸付契約については、貸付開始日を平成31年4月1日として、令和元年8月22日付けで締結いたしております。</p> <p>今後の事務処理においては、契約期間に空白が生じることがないように、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
土木部	住宅課	<p>収入未済については、2年連続増加しており、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県営住宅使用料等)</p>	<p>住宅使用料については、一時的な収入未済の増加はみられるものの、長期的なスパンで見れば、その徴収率は緩やかな上昇傾向にあると考えております。</p> <p>住宅課としては、平成21年度から行っている下記の取組に一定の効果があると認識しており、今後も以下の方針を継続いたします。また引き続き、家賃徴収員への督励も強化して、徴収率向上を図ってまいります。</p> <p>短期滞納者対策として、特に3か月未満の滞納者への対策を強化し、現年度徴収率のアップを図る。</p> <p>3か月以上の滞納者に対して、滞納額が多額にならないうちに、契約解除通知、住宅の明渡請求を行う。</p> <p>長期滞納者対策として、和解内容に違反している者に対しては、早期の警告、建物明渡の強制執行申立てを強力に推進する。</p> <p>退去滞納者対策として、誠意のない者及びその連帯保証人に対して支払督促の申立てを提起し、場合によっては財産・給料等の差押えを行う。</p>

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
土木部	県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所	収入未済が新たに発生しているので、実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。(都市公園使用料)	<p>履行延期申請書と分割納付の要望書が提出され、確実に納付してもらうにはやむを得ず、履行延期承認の通知及び確認書を交わしました。</p> <p>当初は納付が履行計画より遅れていたため納付の催促を行った結果、履行計画に沿った納付状況になっておりましたが、債務者が破産宣告を行い、令和元年10月17日付けで破産手続開始決定がなされました。</p> <p>現在は破産管財人が財産及び債務等の確認調査を実施しており、その結果により今後の対応を進めることとします。</p>
土木部	長崎振興局 建設部 管理課	河川の不法占用に係る不当利得(河川占用料相当額)の請求について、請求できる権利が消滅する時効の期間を誤認していたため、請求額が不足している。	<p>該当事業者に説明のうえ、不足していた5年分について請求し、令和元年9月に納入済みとなっております。</p> <p>今後、不当利得について請求方法等のマニュアルを作成し、担当者の引継ぎを確実に行うほか、法改正等に対応するため、必要に応じて法務担当課への照会を行います。</p>
土木部	建設企画課	公共事業技術情報システム運用管理業務委託において、100万円を超える契約にもかかわらず、検査調書が作成されていない。 また、履行確認期間を誤っている。	<p>契約事務チェックリストでチェックする際、100万円超の契約に検査調書が添付されているか、複数で確認いたします。また、この事例を内部統制制度の対応シートに記載し、今後も適切に対応しているか自己評価するようにしております。</p>
土木部	用地課	長崎県用地総合システム改修業務委託において、契約書が作成されていない。	<p>建設工事関連委託とその他の業務委託を混同していたため、契約書を作成しておりませんでした。</p> <p>監査の指摘を受け、担当者の研修受講の機会を設けるなど、入札・契約マニュアルの周知を図り、また、チェックリストにおいて、「建設関連業務」が「その他事務」の委託の区別をチェックする項目を設け、チェック機能を改善いたしました。</p> <p>今後は県財務規則に基づき適正に処理してまいります。</p>

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
土木部	長崎振興局 建設部 道路維持課	一般国道202号他路面清掃委託(2件)について、清掃業務が契約書の実施回数どおりに実施されていないにもかかわらず、委託業者には是正を指示していない。	指摘を受け、今年度実施中の業務においては、当月実施報告に気象状況等未実施理由を明示した協議記録簿を残し、また、翌月分の作業スケジュールを当月末に提出してもらい承諾の上実務遂行しています。月当たりの実施回数については、契約事項とせず、清掃距離とすることを協議簿により発注者、受注者双方確認を取り交わしています。令和2年度以降の業務については、上記措置を行うとともに、仕様書に月あたりの実施回数は明示しないこととします。
土木部	県北振興局 建設部 建設管理課	違反屋外広告物除却業務委託において、契約額に比べて除却件数が少ないので契約の集約化、公用車の有効活用など、業務を経済的・効率的に実施すべきである。(3E)	簡易広告物である貼り紙、貼り札、立て看板の違反広告物に対する簡易除却については、管内2地区を2件の業務委託契約により実施しておりますが、令和2年度からは実施回数を削減した上で、業務委託2件を1件にまとめて実施する方向で検討します。稼働率が低い除却用車両の有効活用についても検討してまいります。
土木部	県北振興局 建設部 道路維持第一課	主要地方道柚木三川内線外1線道路公園浄化槽維持管理委託において、実施する必要がない業務を予定額の積算に算入している。	各点検作業項目についてチェックリストを作成し、確実に履行の確認を行ってまいります。また、過払金については、委託業者と未履行分の返還に関して令和元年11月15日付で「確認書」を取り交わり、11月中旬に返還される予定です。
土木部	県北振興局 建設部 県北ダム管理事務所	県北ダムゲート及び取水放流設備保守点検業務委託において、不具合箇所を把握後早急な対応がなされていない。(3E)	事業の優先順位をつけて順次実施しておりましたが、ゲート開閉装置の予備エンジンのVベルト、電線管の保護カバーについて現在施工中です。その他予備エンジン本体などは、令和2年度堰堤改良事業により対応いたします。今後は不具合の把握を行い、すみやかに対応してまいります。
土木部	用地課	公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。	公共用地の未利用地につきましては、平成29年度末で20件を保有し、平成30年度中に関係主務課から18件の引き継ぎを受けております。このうち、平成30年度中に17件を処分したため、平成30年度末の未利用地は21件、面積は1万4,921㎡となっております。今後とも、一般競争入札による処分に努め、市町等へ譲渡等の利活用協議による有効活用を図るとともに、地積過小、不整形地等による処分が困難と判断される土地については、小規模緑地帯の活用等について関係課に働きかけてまいります。

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況 (R1.11.29提出)
土木部	県北振興局 建設部 建設管理課	港湾施設用地や港湾区域内水域の占用において、不法占用状態が続いており解消されていない。	<p>港湾施設用地である野積場に保管基準を超える産業廃棄物が野積みされたもので、残量も約150m³と、当初の2%弱まで減少しております。</p> <p>今後とも、不法占用状態の解消のため、引続き計画的な早期完全撤去に向けて、関係部局と連携のうえ粘り強く指導してまいります。</p> <p>港湾区域内水域の不法占用につきましては、相続人が高齢で県外に居住しているなど、厳しい状況にあることから占用物件の撤去までに至っておりません。</p> <p>引続き、相続人に対しては他の相続人からの協力を促し、早期の撤去に向けた指導を行ってまいります。</p>

令和元年度 定期監査(前期)「意見」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況(R1.11.29提出)
		<p>収入未済への適切な対応について 収入未済については、必要な法的措置が講じられていない事例や、主債務者が履行しない場合の保証人への請求が速やかに行われていない事例などが見受けられたことから、収入未済の縮減に向け、関係規程やマニュアルの整備を始めとした適切な対応を求めたい。 なお、昨年度の包括外部監査においても、債権管理に関する具体的な指摘等がなされているが、今回の定期監査で措置状況を確認したところ、対応の遅れが見られたため、速やかに取り組まれない。</p>	<p>各課の取扱いを踏まえ、債権管理事務に関する標準的な取扱いを定め、マニュアルを整備するなど、収入未済の縮減に努めてまいります。 なお、包括外部監査に係る全庁的な指摘・意見のうち措置未済となっている件については、現在検討中であり、未収金対策検討会議等で対応を定めてまいります。(総務部財政課)</p>
		<p>毒物劇物の適正な管理について 毒物劇物については、毒物及び劇物取締法や各機関の危害防止規定等に基づき、適正に管理することとされているが、保管庫が施錠されていない事例、長期間使用されずに保管されたままとなっている事例、使用量が毒物劇物管理簿に記載されていない事例など、多くの問題事例が確認された。 毒物劇物は、盗難や災害時の散逸、他の薬品との誤用などのリスクから厳格な管理を要するものであるため、速やかに問題を把握し、改善及び指導に努められたい。</p>	<p>劇物(水酸化ナトリウム)については、一般の試薬と分けて保管するように変更しました。 また、今後の保管管理を徹底するため、劇物危害防止規定に、「劇物は一般試薬と区分して保管すること」と記載し、点検記録の整備についても改善を図りました。(総務部)</p> <p>使用の見込みがない劇物12品目については令和元年度内に適切に処分する予定です。 施錠設備がない保管室については、令和元年7月に保管室の扉に施錠設備を設置いたしました。 今後は毒物劇物の点検実施時に使用見込みのない劇物等については、処分の検討を行い適正な管理に努めてまいります。(県民生活部)</p> <p>毒物劇物については、関係法令に基づき適正な管理に努めておりますが、管理方法の根拠となる毒物劇物危害防止規定について意見をふまえた見直しを行い、より適正な管理を行ってまいります。 また、長期間使用されないまま保管している毒物劇物は、将来的な使用の可能性の有無について今年度中に洗い出しを行い、不要な薬剤は順次廃棄してまいります。 毒物及び劇物を入れた保管庫は、常時施錠した保管室で適正に管理している上に、保管室のある場所は専用のカードキーの使用でしか立ち入ることができない構造となっており、引き続き盗難防止等の適正管理に努めます。(環境部)</p>

令和元年度 定期監査(前期)「意見」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況(R1.11.29提出)
			<p>保管庫で適切に保管させていなかった劇物は、直ちに施錠できる保管庫で保管するようにしています。</p> <p>長期間使用されずに保管されたままとなっている毒物劇物については、中和等により処分できるものは廃棄を完了しております。他の毒物劇物についても専門の業者への委託等、廃棄に向けた処理を検討しています。</p> <p>また、使用量が毒物劇物管理簿に記載されていない事例については、記載を徹底するなど適切な管理を行うよう改めました。</p> <p>意見を踏まえ、今後とも毒物及び劇物取締法や各機関で作成した危害防止規定に則り、管理を徹底いたします。(福祉保健部)</p> <p>毒劇物のうち、今後1年間の使用予定がないものなどについては、適切に処分することとしました。</p> <p>また、施錠が出来ない保管室で保管していた劇物については、施錠が出来る鍵付のキャビネット内に保管するなど、管理の徹底を図りました。</p> <p>今後は、「毒物劇物取扱いの手引き」(H22.9薬務行政室)等を習熟し、適正な管理に努めるとともに、所内への周知も確実に行ってまいります。(産業労働部)</p> <p>県北センターの保管庫については、転倒を防止するため、背が低い保管庫を床面に直接設置するよう変更いたしました。</p> <p>また、今後使用見込みがない劇物については、適切かつ経済的な処分方法を検討し、年度内に廃棄処分するなど、毒物劇物の適正な管理に努めてまいります。(水産部)</p> <p>毒劇物の管理については、保管庫の施錠、管理簿への使用量の記載、管理責任者による毎月1回の現物確認及び管理簿確認検査を実施しております。</p> <p>また、使用見込みの有無を毎年度確認し、今後使用予定がない毒劇物については、廃棄を含め、取扱方針を決めるよう危害防止規定に決めました。</p> <p>今後、毒劇物の管理を徹底するため、問題となった事例について各所属へ改めて周知と注意喚起を行い、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。(農林部)</p> <p>今後、毒劇物を管理している所属に通知を行い、情報共有及び実施報告を求めるとともに、内部統制制度において、リスク対応策の整備・運用を実施するなど、適正な管理に努めてまいります。(総務部)</p>

令和元年度 定期監査(前期)「意見」に係る措置状況一覧

部局名	機 関 名	内 容	措置状況(R1.11.29提出)
		<p>生産品の適正な管理について</p> <p>生産品の管理においては、生産数量や販売数量等を適宜確認できることが不可欠であり、出納簿への登記を適切に行う必要があるが、登記についての認識が低い機関も見受けられるため、改めて生産品の適正な管理について周知徹底を行うべきである。</p> <p>試験研究や実習等において生産・製造した物品(生産品)については、消耗品等出納簿などに登記して管理しなければならないこととされているが、今回、一部の機関において、登記することなく受入れや払出しなどの数量が適正に管理されていない事例や登記が遅延している事例が確認された。さらに、各機関における生産品の取扱事務に応じたマニュアル等の整備促進を図られたい。</p>	<p>試験研究で製作した生産品について、消耗品出納簿への登記を行っておらず、管理が不十分であったものであります。</p> <p>今後は、消耗品出納簿に登記し、適切な管理を行うとともに、所内での生産品の取扱いについて整理し、適正な事務処理に努めてまいります。(産業労働部)</p> <p>生産品の管理については、生産したもの全てを登記しているか、また、その数量が生産品等引継書記載のものと同数であるかを消耗品等出納簿の様式内にチェックする欄を設けることや、登記の遅延が発生しないよう、共有データとすることで、所属としてデータを管理したり、所属内を回覧することで組織として確認できる体制を整えました。</p> <p>今後、生産品の管理を徹底するため、問題となった事例について各所属へ改めて周知と注意喚起を行い、マニュアル等の整備や改善についても検討するよう併せて通知し、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。(農林部)</p> <p>今後、生産物を管理している所属に通知を行い、情報共有及び実施報告を求めるとともに内部統制制度において、リスク対応策の整備・運用を実施するなど、適正な管理に努めてまいります。(総務部)</p>

H31-40060-02682

令和元年11月8日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	山田	朋子	様
長崎県監査委員	山本	由夫	様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

令和元年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和元年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

機 関 名	内 容	措置状況(R1.11.29提出)
<p>体育保健課</p>	<p>廃棄予定がない小江原射撃場保管のライフル銃1点を不用決定するとともに、物品が存在するのにもかかわらず物品管理簿から削除し、物品の点検照合等も不十分である。</p> <p>また、過去において、銃砲刀剣類所持等取締法上の所持の禁止に抵触すると考えられる時期があったことから、今後は関係法令・規則を遵守し、適正な管理を行うこと。</p>	<p>これまで物品担当者1名で行っていた物品の点検照合等を、県ライフル協会職員立会いのもと、競技担当者を含めた複数職員で実施するよう平成29年度から改めました。</p> <p>また、ライフル銃という物品の重要性に鑑み、通常の商品点検に加えて、物品管理者である所属長が毎年度当初に確認することとしました。</p> <p>物品管理者、物品出納員、配置物品管理者がそれぞれの立場から関係法令や規則等を含めて引き継ぎを行うなど、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

崎会（監指）第164号
令和元年11月25日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	山田	朋子	様
長崎県監査委員	山本	由夫	様

警 察 本 部 長
(公 印 省 略)

令和元年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和元年度 定期監査(前期)「意見」に係る措置状況一覧

機 関 名	内 容	措置状況(R1.11.29提出)
警察本部	<p>収入未済への適切な対応について 収入未済については、必要な法的措置が講じられていない事例や、主債務者が履行しない場合の保証人への請求が速やかに行われていない事例などが見受けられたことから、収入未済の縮減に向け、関係規程やマニュアルの整備を始めとした適切な対応を求めたい。</p> <p>なお、昨年度の包括外部監査においても、債権管理に関する具体的な指摘等がなされているが、今回の定期監査で措置状況を確認したところ、対応の遅れが見られたため、速やかに取り組まれたい。</p>	<p>知事部局が整備中であるマニュアルを活用し、適切な対応を取ることとします。昨年度の包括外部監査の結果における対応についても、各債権者に対し電話、郵便等で連絡を行っていますが、現在まで連絡が取れない状況です。今後継続して連絡を行い、連絡が取れ次第、債務者との面談をできるだけ速やかに行い、適切な措置を講じます。</p>